

## 今治市 P T A 連合会役員選考規程

(趣旨)

**第1条** 今治市 P T A 連合会会則第5条第4項の規定に基づき、役員の推薦及び選考の手続きに関し必要な事項を定める。

(役員推薦委員会)

**第2条** 役員推薦にかかる、候補者の募集、役員推薦名簿の審査及び総会での役員選任議案の提出は、役員推薦委員会が行う。

- 2 役員推薦委員会委員（以下「推薦委員」という。）は各区より1名ずつ3名とし、当年度の会長会において選出する。又、選出された委員の中から役員推薦委員会委員長（以下「推薦委員長」という。）を選任する。
- 3 推荐委員長は、単位 P T A 会長に対し期日を定め、次年度連合会役員候補者の推薦を依頼し、単位 P T A 会長は、候補者を推薦委員長に提出する。
- 4 推荐委員は、総会で新役員の選任可決をもってその任を解く。

(役員選考委員会)

**第3条** 推荐候補者名簿に基づき役員の選考を行うため、役員選考委員会を置く。

- 2 役員選考委員会委員（以下「選考委員」という。）は若干名とし、本部役員会で互選する。又、選出された選考委員の中から役員選考委員会委員長（以下「選考委員長」という。）を選任する。
- 3 選考委員長は、役員選考結果を推薦委員長へ報告しなければならない。
- 4 選考委員は、総会で新役員の選任可決をもってその任を解く。

(庶務)

**第4条** 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

**第5条** この規程に定めるもののほか、役員推薦及び選考に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

- 1 この規程は、議決の日から施行する。
- 2 この規程は、平成22年5月15日から施行する。
- 3 この規程は、平成23年5月14日から施行する。